

# 総務省「地方議会・議員のあり方 に関する研究会」への意見

---

令和元年11月15日

全国都道府県議会議長会

吉田栄光福島県議会議長

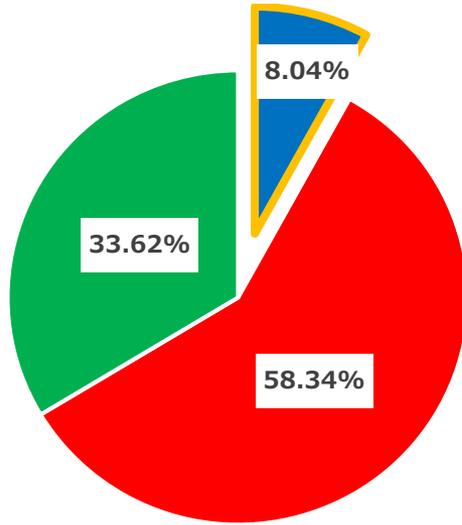
# 目次

○ 地方議会議員の実態	1
○ 地方議会・議員の現状と課題	5
○ 課題への対応	11
・住民の理解・関心を高めるための方策	
・立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備	
・議会の機能強化を図るための方策	
○ 厚生年金への地方議会議員の加入	22
○ 議員定数	32
○ 参考資料	35

# 地方議会議員の実態

# 地方議会議員の実態

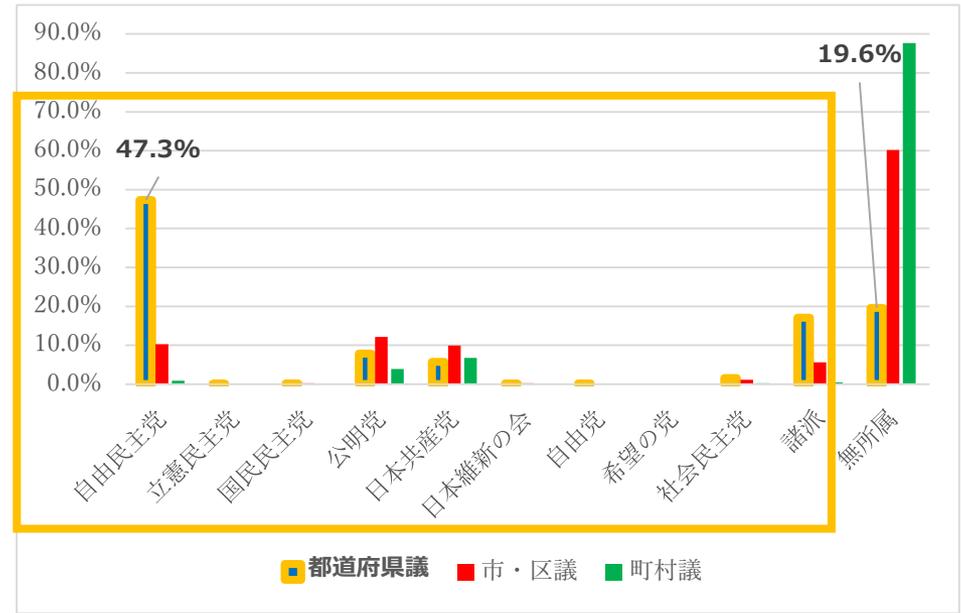
## 都道府県議は地方議会議員全体の1割弱



■ 都道府県議 ■ 市・区議 ■ 町村議

<総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（平成30年12月31日現在）」を基に作成>

## 都道府県議の8割が政党に所属



■ 都道府県議 ■ 市・区議 ■ 町村議

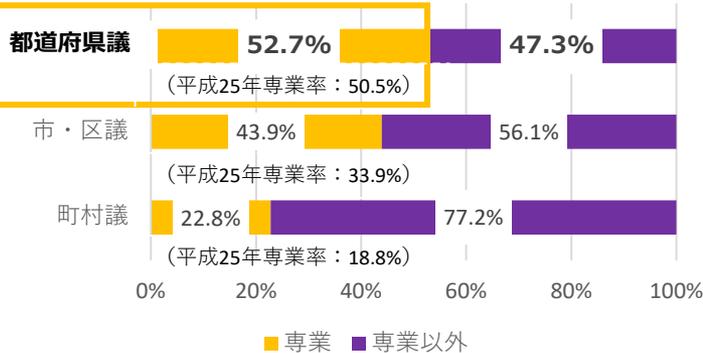
<総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（平成30年12月31日現在）」を基に作成>

(注) この調は、平成30年12月31日に在職する議員の立候補の届出時の所属党派によるものである（前回調で民主党に分類されていた者は諸派に含まれている）。

<参考資料 地方の政治家の実態（36頁参照）>

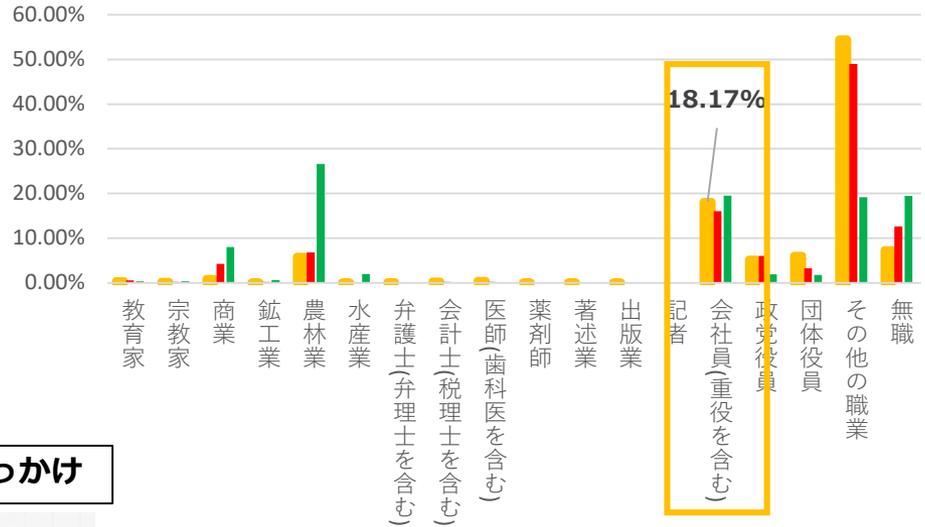
# 地方議会議員の実態

## 都道府県議の半数以上が議員専業



＜各全国議長会調（県・町村平成30年7月、市・区8月現在）を基に作成＞  
 （注）県分は10都府県が実態を把握していないため未回答である。

## 都道府県議の2割弱が会社員からの立候補

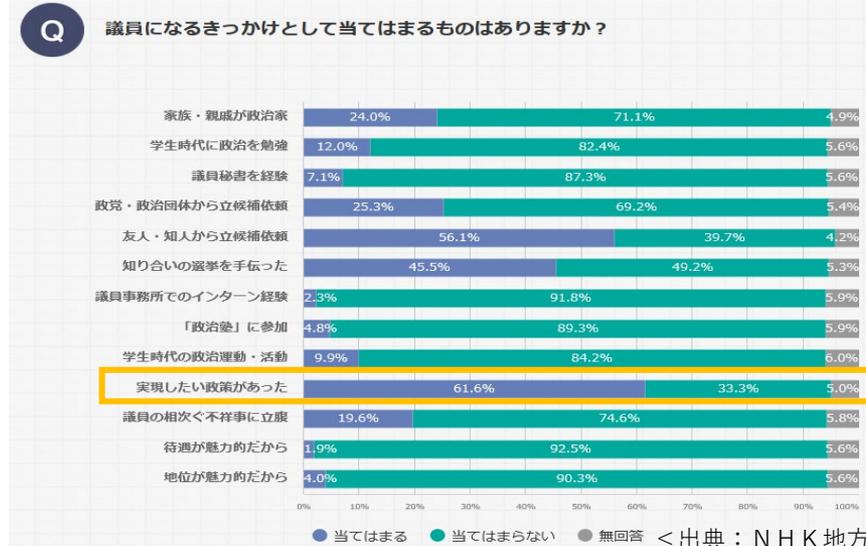


■ 都道府県議 ■ 市・区議 ■ 町村議

＜総務省「平成27年4月執行 地方選挙結果調（職業別当選人数に関する調）」を基に作成＞

（注）その他の職業には現職議員、無職には立候補前公務員であった者を含むとされている。

## 「実現したい政策があった」が最も多い議員になるきっかけ



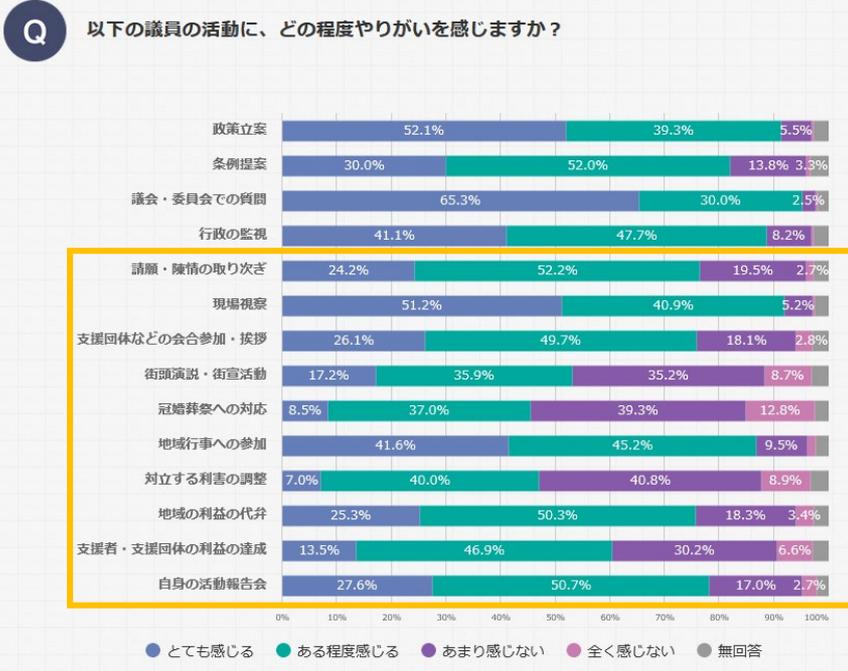
＜出典：NHK地方議員2万人アンケート（平成31年1～3月調査）＞

# 地方議会議員の実態

- 地方議会議員は住民の声を聴くのが仕事。
- その声を政策として形にし、実現するのが仕事。
- 注目されるのは主に本会議、委員会での活動。しかし、その何倍もの時間を費やしているのが地域での活動。

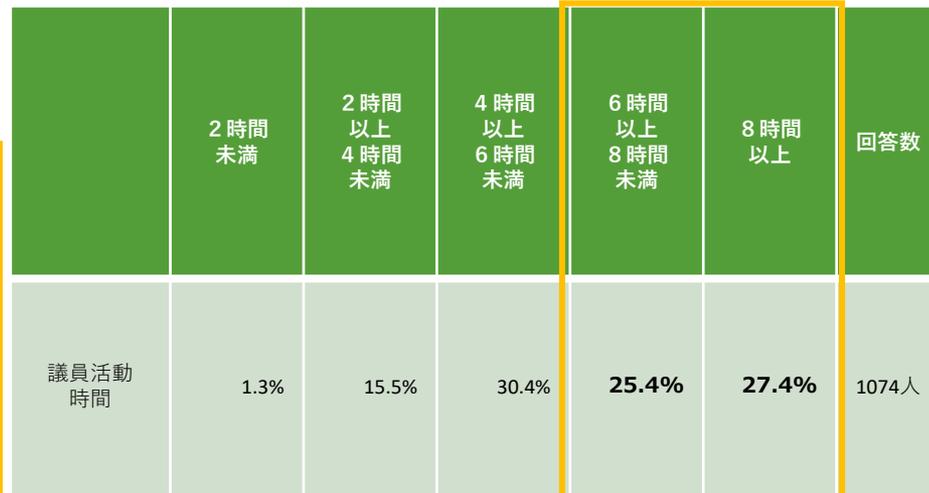
## 地域活動にやりがいを感じる議員は多数

## 都道府県議の半数以上が毎日6時間以上の議員活動



### <都道府県議会議員が議員活動に割く時間>

(注) 生活時間の内、平均すると、毎日、どの程度を議員活動に割いているかの間に対するもの。



<出典：NHK地方議員2万人アンケート（平成31年1～3月調査）>

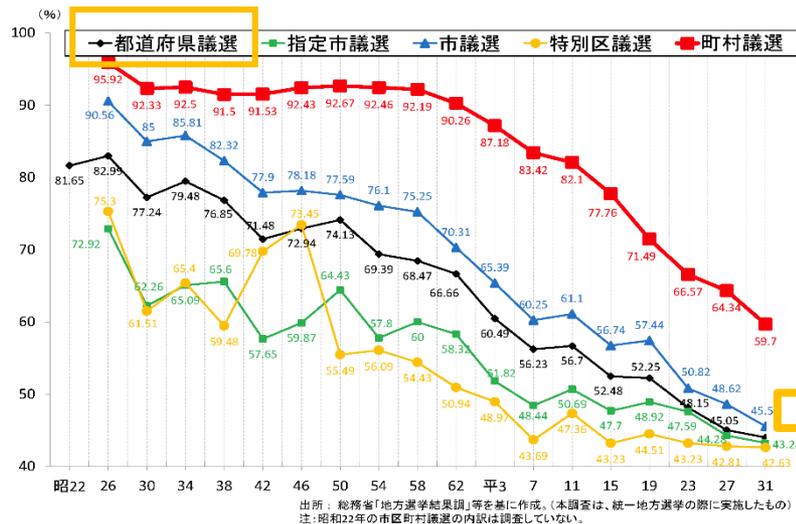
(注) 黄色枠は活動場所が地域と関係するものである。

<小林良彰慶應義塾大学法学部教授・「全国都道府県議会議員の意識に関する調査報告書（平成18年2月）」を基に作成>

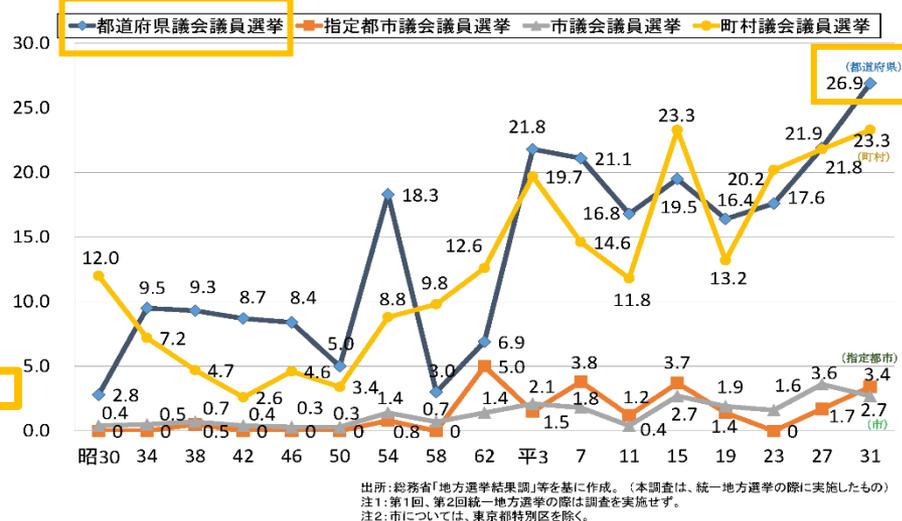
# 地方議会・議員の現状と課題

# I 住民の理解・関心の低下 (投票率の低下、無投票当選の増加、競争率の低下)

## 投票率の低下

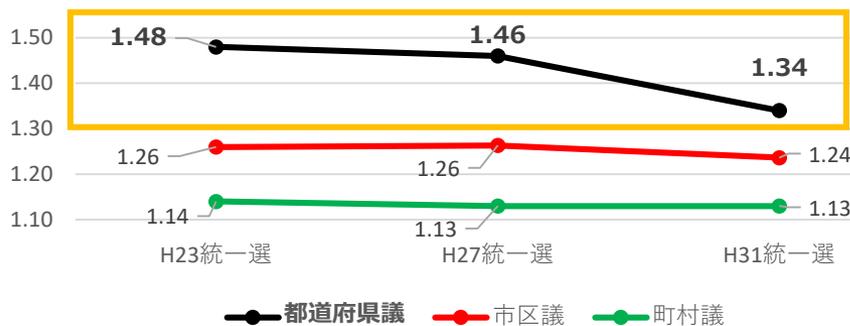


## 無投票当選の増加



< 出典：令和元年6月28日総務省「地方議会・議員のあり方に関する研究会(第1回)」配付資料 >

## 競争率 (候補者数 / 改選定数) の低下



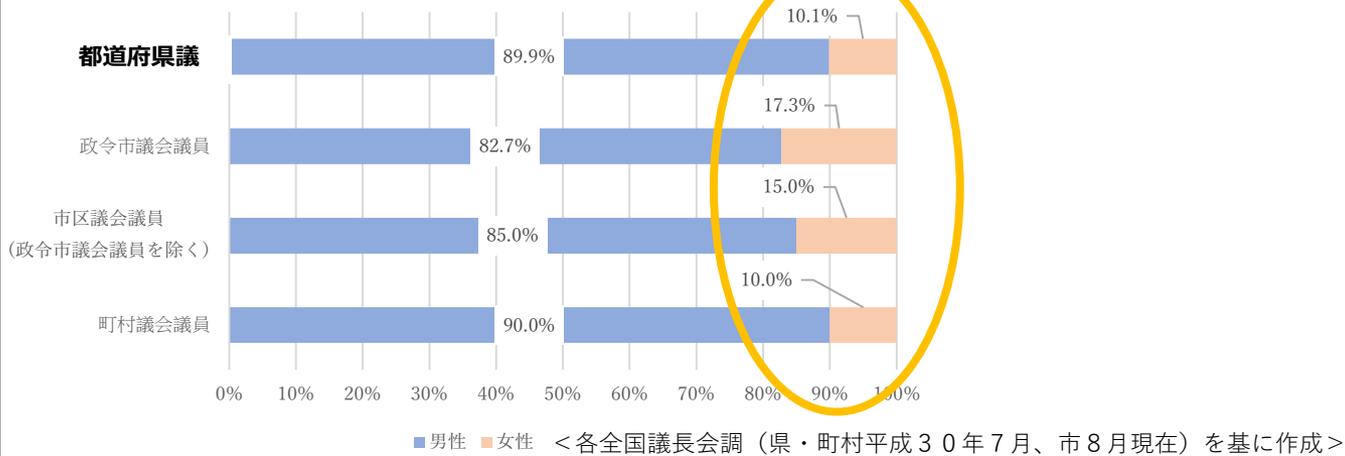
(参考)

	S 2 2 統一選	H 3 統一選
都道府県議	2.86	1.41
市議	2.47	1.13
町議	1.95	1.58

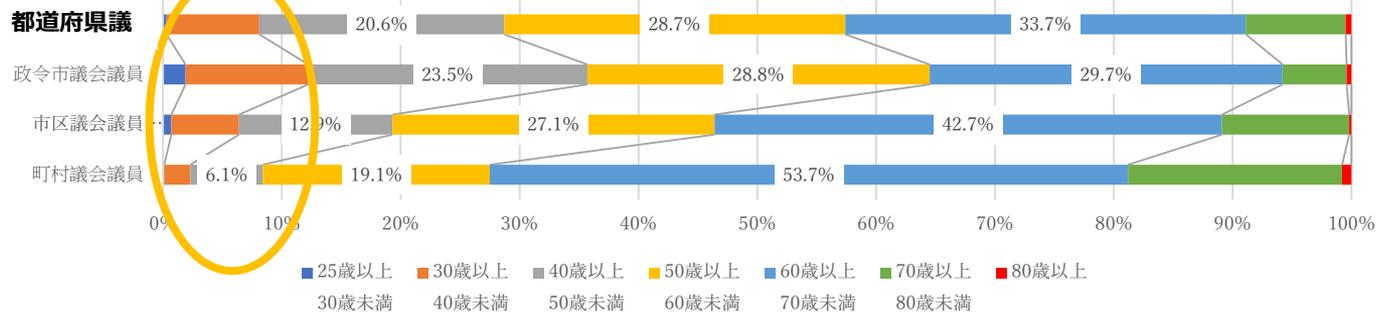
< 総務省「地方選挙結果調 (年次別競争率)」等を基に作成 >

# I 住民の理解・関心の低下 (地方議会議員と日本人との属性の乖離)

## 女性議員の少なさ



## 若い議員の少なさ



<各全国議長会調（県・町村平成27年7月、市8月現在）を基に作成>

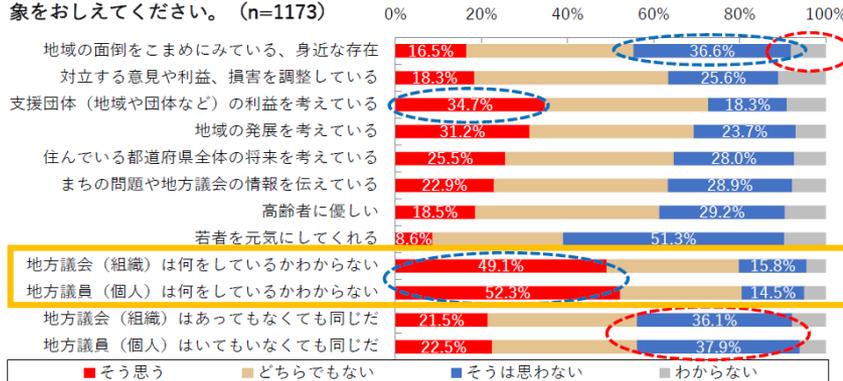
# I 住民の理解・関心の低下 (地方議会・議員の活動に対する理解・関心の低さ)

住民は地方議会・議員を理解していない  
(住民アンケートによる結果)

## 【2018年調査】地方議会・議員のイメージ

- ・「何をしているかわからない」は議会・議員で約50%と、2014年と比べ微減。
- ・「いてもいなくても同じ」という声に対し、「そうは思わない」との回答が増えた。
- ・総じて「わからない」が大幅に減少。「身近な存在ではない」との声は以前多い。

Sc4 地方議会（都道府県議会、市区町村議会）や議員について、あなたが持つ印象をおしえてください。(n=1173)



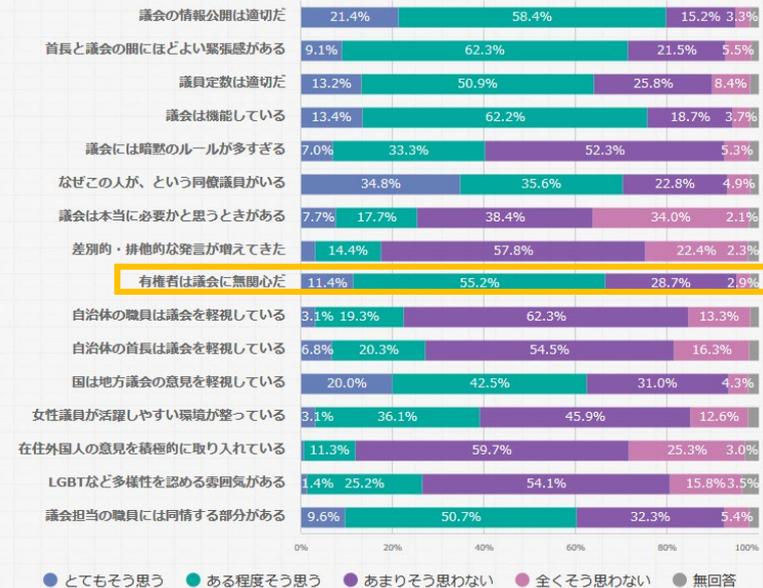
早稲田大学マニフェスト研究所

※注：2014年調査と今回調査で設問を変えており単純比較には注意が必要だが、文意に大きな差がないため比較している。

< 出典：早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会（平成30年8月） >

住民は議会に関心が低い  
(議員アンケートによる結果)

## Q 議会についてどう思いますか？

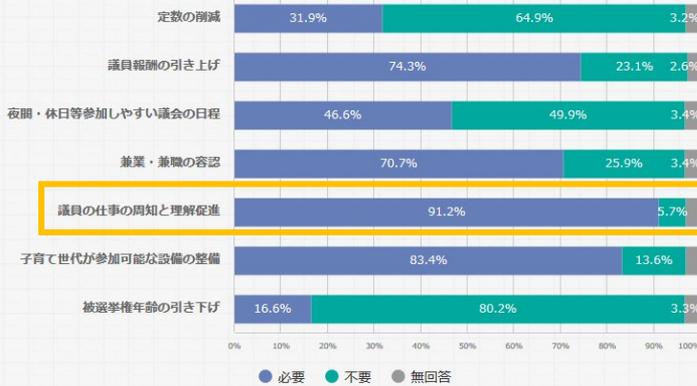


< 出典：NHK地方議員2万人アンケート（平成31年1～3月調査） >

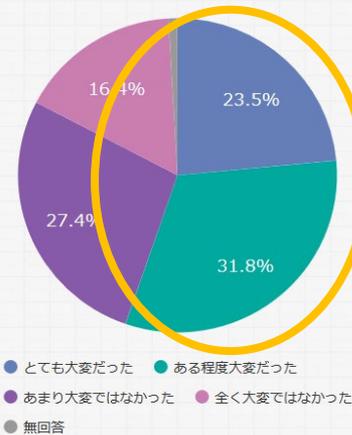
# Ⅱ 議員という仕事に関する様々な障壁 (仕事のわからなさ、立候補、リクルートの難しさ)

## 議員という仕事のわからなさ、立候補の難しさ

Q なりて不足解消に何が必要だと思いますか？



Q 選挙に初めて立候補する際、家族の理解を得るのは大変でしたか？



60代/女性

「女性がもっと気軽に選挙にでて活躍できる社会になってほしい。夫が昨年、要介護の身で亡くなりましたが、しきりに議員も介護休暇を取るべきだと言われました。議会に出席する必要から自らそうした要請をすることができませんでした。とても悩みました。小さなお子さんをお持ちの女性達に議員になって欲しいと思いますが、相当、協力体制がないとむずかしいと思います」

男性

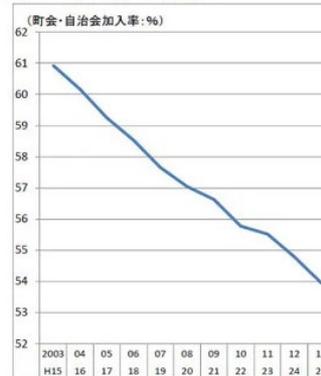
「退職金もない、年金もない仕事にサラリーマン層が興味を示してくれない。たとえ興味を持って、家族の大反対であきらめるケースが多い。このままでは資産家しか出る人がいなくなるのではないか」  
60代/男性  
議員報酬では家族を養えないので、妻が専業主婦から働くようになった。老後は年金のこともあり、妻には頭が上がらない。

< 出典：NHK地方議員2万人アンケート（平成31年1～3月調査） >

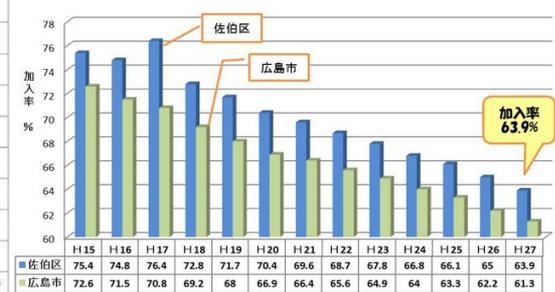
## リクルートの難しさ

○自治会等地域活動に参加する人の減少

町会・自治会加入率の推移



町内会加入率の推移 (H15～H27) 毎年7月1日調査



< 出典：平成27年3月「東京の自治のあり方研究会最終報告」 >

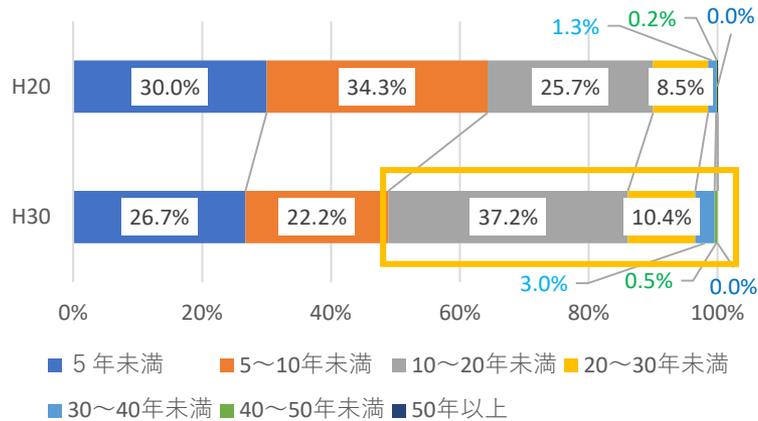
< 出典：広島市佐伯区役所HP >

○公的仕事への関心の低下

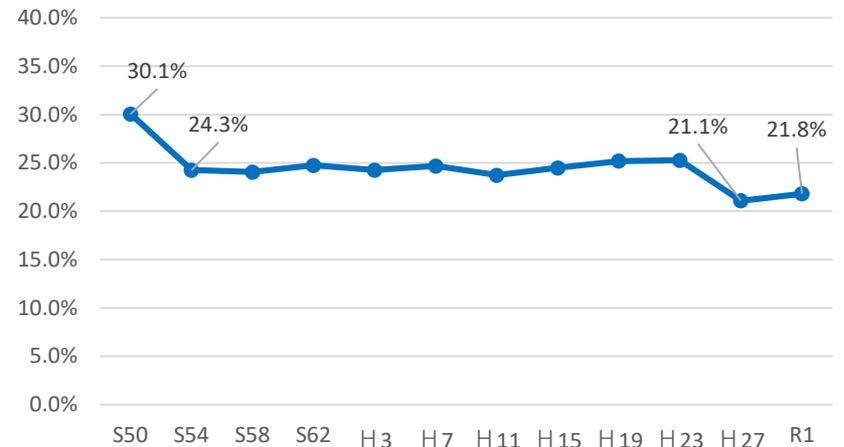
< 参考資料（37頁参照） >

# Ⅱ 議員という仕事に関する様々な障壁 (在職年数が長期化し、1期議員の割合が減少)

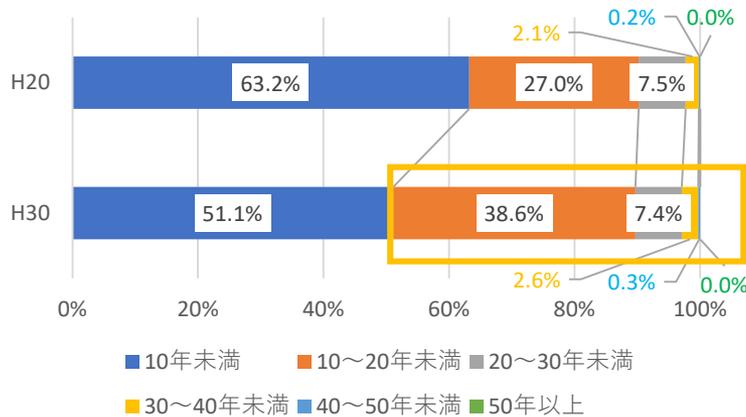
都道府県議 10年以上在職者の増



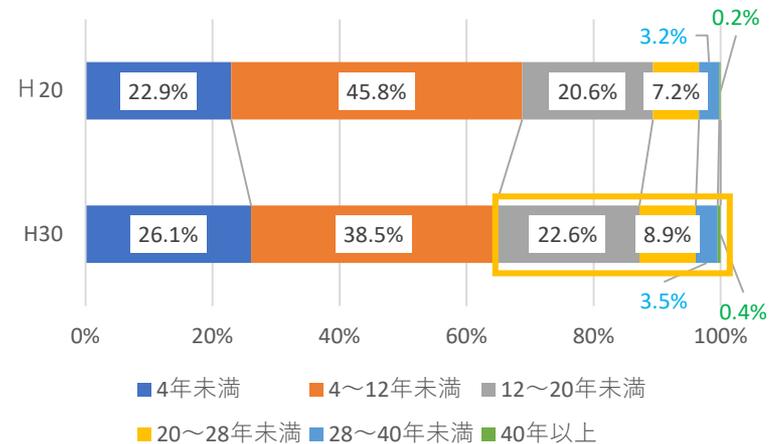
統一地方選挙年における都道府県議 1期議員の割合



市・区議 10年以上在職者の増



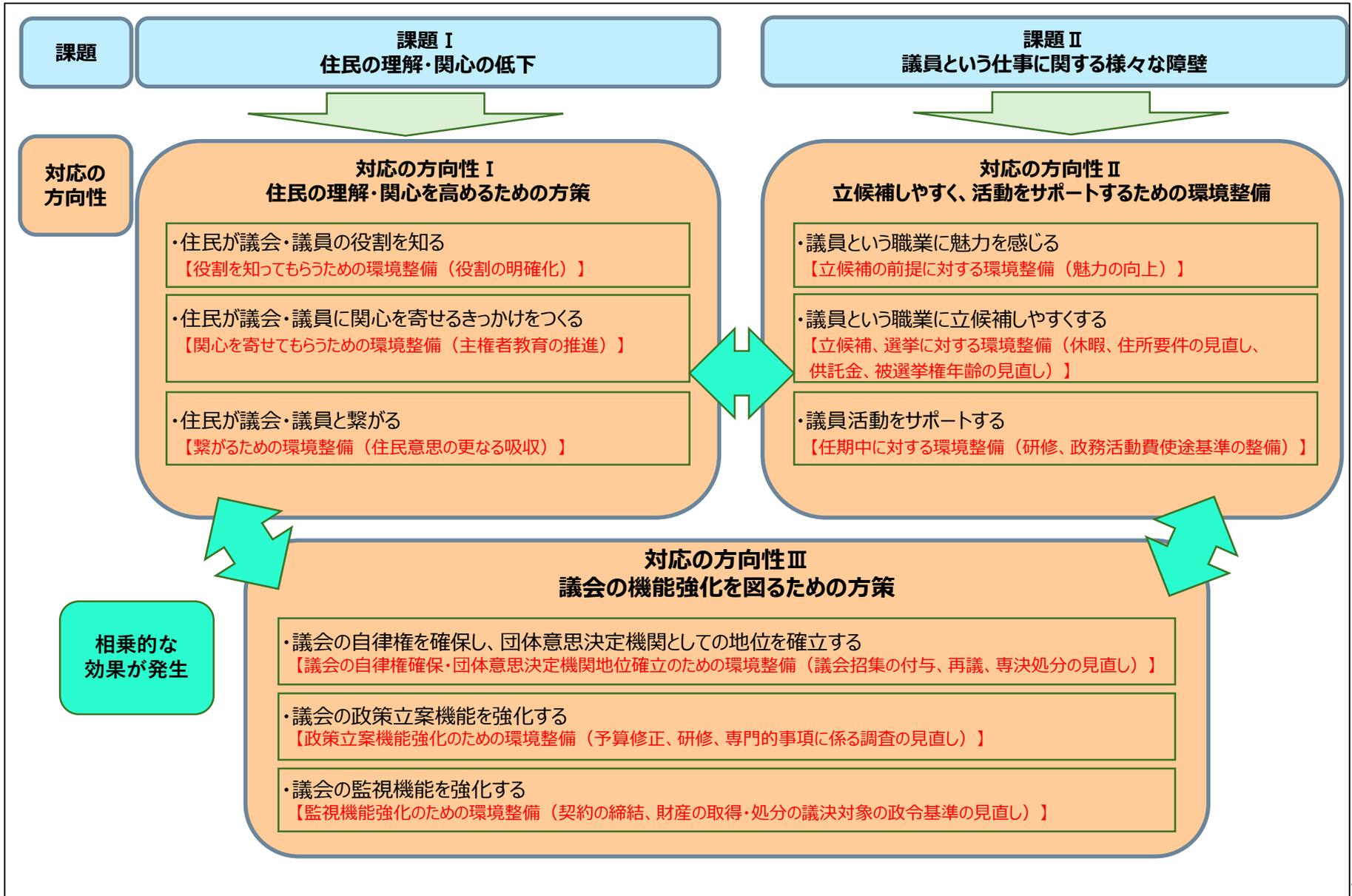
町村議 12年以上在職者の増



<各全国議長会調（県・町村各年7月、市8月現在）を基に作成>

# 課題への対応

# 対応の方向性



# 対応の方向性 I

## (住民の理解・関心を高めるための方策)

### 住民が議会・議員の役割を知る

#### 1 地方議会の役割の明確化【法改正事項】

(趣旨)

地方議会は、憲法で議事機関とされているが、その役割については法律で明記されていない。

このため、住民が地方議会の役割を知るため、団体意思決定機関であることを明確にした上で、①住民代表機能、②政策立案機能、③監視機能を有することを法律で明確化する必要がある。

#### 2 職業である地方議会議員の役割の明確化【法改正事項】

(趣旨)

地方議会議員は、地方公務員法で特別職の公務員とされているのみで、同じ公選職である首長と異なり、地方自治法で、その位置付けや役割は明記されていない。

このため、戦前における、地元の名望家が地域貢献として務める名誉職のイメージが変わらずにあり、このことが、住民から地方議会議員を見た場合、男性がつくもの、非常勤のもの、ボランティアで良いという認識になっていると考える。

しかし、地方議会議員は、本会議や委員会等の議会活動だけではなく、日々、住民からの要望聴取や、自ら当該地方自治体の課題の調査等を行っていることから、こうした実態を反映し、職業である地方議会議員の役割を法律で明確化する必要がある。

#### 3 地域代表としての都道府県議会議員の明確化【法改正事項】

(趣旨)

都道府県議会議員は当該都道府県全体の代表としての性格を有するとともに、選挙区制を採用していることから、地域代表としての性格も有していると考えられる。

このため、当該地域の声を都道府県政に反映させる地域代表であることを法律で明確化する必要がある。

# 対応の方向性 I

## (住民の理解・関心を高めるための方策)

住民が議会・議員に関心を寄せるきっかけをつくる

### 1 議会等が取り組む主権者教育への支援

(趣旨)

現在、主権者教育については、教育委員会や選挙管理委員会が中心となって投票率の向上を目的に行っている事例が多い。

政治への関心の向上を目的とした主権者教育については、議会が積極的に取り組むべきものであるが、教育の現場においても一層取り組むことが必要である。

このため、こうした取組がさらに広がるよう、国が、議会等からの依頼に基づいた専門家の派遣や財政支援を行う必要がある。

(参考)

○議会が主権者教育を行っている事例

【福島県議会】

若い県民と県議会を一つなぐーきっかけとなることを願い、「県議会ふくしま-Tsunagu-」を発行し、県議会の役割や活動等を紹介。高校生や大学生等の若年層の議会傍聴者への配布及び県内の高校、大学等へ送付。

【富山県議会】(平成30年度の実績)

- ・ 県議会議員による政策別の出前講座  
美容専門学校1年生(19歳)28名、議員4名
- ・ 高校生とやま県議会における高校生と県議会議員の意見交換会  
高校生40名(県内高校の生徒会代表)議員5名
- ・ 大学生による議会傍聴と知事との意見交換会における県議会ガイダンス  
県内大学生19名



# 対応の方向性 I

## (住民の理解・関心を高めるための方策)

住民が議会・議員と繋がる

### 1 外部の者の知見を活用する制度の拡充【法改正事項】

(趣旨)

議会が、複数の者から構成される合議体に調査を依頼し、報告を求める場合、地方自治法第100条の2（専門的事項に係る調査）を活用することとなる。

この規定の依頼対象者は、専門的知見を持つ学識経験者等を対象としており、一般住民までは想定されておらず、議会として住民の声を十分に聞くことについては活用できないことから、調査事項に係る地域住民の代表者も、合議体の構成員とすることができるようにする必要がある。

(参考)

○第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

### 2 議会のICT化、AI化に係る支援

(趣旨)

近年、ICT化が進展しているが、議会においてはまだ整備が遅れている。

住民との関係で言えば、議会がICTを活用し、議会からわかりやすい情報発信を行うとともに、住民が手軽にアクセスできる環境を整備する必要がある。

こうした環境を整備しようとしても、議会によっては、議会事務局職員がいない場合や、議会独自のホームページがない状況等もあることから、国が、議会と住民の双方向でやりとりができるシステム（共通フォーマット）の構築・提供や、議会のICT化、AI化に係る優良事例の紹介等を行う必要がある。

# 対応の方向性Ⅱ

## (立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備)

議員という職業に魅力を感じる

### 1 職業である地方議会議員の役割の明確化【法改正事項】

再掲（13頁2）

### 2 なり手確保に繋がる議員報酬額の基準の明確化

(趣旨)

議会のうち、特に小規模市町村議会における低額な議員報酬については、議員のなり手確保に繋がる議員報酬額の基準について、国が明確化する必要がある。

<参考資料 議員報酬額の基準の経緯（38頁参照）>

### 3 なり手確保に繋がる議員報酬額の基準の明確化に伴う地方財政措置の強化

(趣旨)

議員のなり手確保に繋がる議員報酬額の基準に引き上げができるよう、地方財政措置を強化する必要がある。

### 4 厚生年金への地方議会議員の加入【法改正事項】 <詳細は22～31頁>

(趣旨)

一般の会社員や若者、女性等が、議員という職業に立候補する場合、また、議員の経験を生かして他の職へ転身する場合でもスムーズに人生を歩めるようにするとともに、家族の心配等を軽減するため、厚生年金に地方議会議員が加入できるようにしていく必要がある。

# 対応の方向性Ⅱ

## (立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備)

議員という職業に立候補しやすくする

### 1 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度等の整備

(趣旨)

議員に立候補する者は、選挙の準備、告示後の選挙運動、さらには当落に関わらず選挙後の対応を行うことになるが、会社員はこのような活動期間を全て休暇で賄うことが難しく、仕事を退職しなければならない実態がある。

このため、立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等を、企業等の理解を得ながら、整備する必要がある。

### 2 住所要件の見直し【法改正事項】

(趣旨)

首長に立候補する場合は規制がないが、議員に立候補するには、立候補する選挙の選挙権（引き続き三ヶ月以上の住所要件）が必要となる。

特になり手不足が問題となっている議会等においては、立候補の途を広く開くため、住所要件を弾力的なものとすることについて検討する必要がある。

### 3 供託金額の見直し【法改正事項】

(趣旨)

いわゆる「泡沫候補者」の防止、その乱立による選挙公営費用の増大の防止といった点も踏まえつつも、立候補しやすい環境整備を行う観点から、供託金額の見直しについて検討する必要がある。

### 4 被選挙権年齢の見直し【法改正事項】

(趣旨)

地方議会議員選挙については、議員のなり手確保に繋がることも考え、被選挙権年齢の見直しについて検討する必要がある。

# 対応の方向性Ⅱ

## (立候補しやすく、活動をサポートするための環境整備)

議員活動をサポートをする

### 1 議員活動を支える研修等の整備

(趣旨)

一般の職業であれば、基本的に就職後、当該職業に対する研修制度等が設けられているが、地方議会議員には整備されていない。

そこで、初当選議員には基本研修、当選を重ねた議員には政策立案や質問力を高める研修、議長就任者には議長研修など時宜に応じた研修を総務省自治大学校等が整備する必要がある。

### 2 政務活動費の使途基準の整備

(趣旨)

会派及び議員活動に用いた経費について、政務活動とそれ以外の活動（政党活動、選挙活動等）が混在する場合は、按分し、政務活動に要した部分のみ政務活動費を充てることとなる。

一部の事例を除き、政務活動費に係る住民監査請求及び訴訟事例は、会派及び議員と住民との間で、この按分に対する考え方が異なることにより提起されるものが多い。

こうしたことから、国会としては、平成30年12月、経費に係る運用基準として各議会が定めている手引の一層の適正化を図るため、ガイドラインを整理しており、それを踏まえて、各都道府県議会においても適正化に取り組んでいるが、依然として政務活動費に係る住民訴訟が多いことを踏まえ、国においても、使途基準の整備について検討する必要がある。

# 対応の方向性Ⅲ (議会の機能強化を図るための方策)

議会の自律権を確保し、団体意思決定機関としての地位を確立する

## 1 地方議会の役割の明確化【法改正事項】

再掲(13頁1)

## 2 議長への議会招集権の付与【法改正事項】

(趣旨)

議会が自律的に活動できるよう、議会の代表者である議長に議会招集権を付与する必要がある。

## 3 条例・予算に係る一般再議の議決要件の見直し【法改正事項】

(趣旨)

議会の議決について首長が異議があるとして行使できる一般再議(地方自治法第176条第1項)のうち、条例・予算に係るものを再び議決するときは、特別多数議決(出席議員の3分の2以上の者の同意)を要する(同第3項)が、議会が一度議決したものであることから、再議決するときの要件(特別多数議決)について見直す必要がある。

## 4 専決処分の対象の見直し【法改正事項】

(趣旨)

議会が委任していない事項について首長が行う専決処分(地方自治法第179条第1項)については、副知事・副市町村長等の選任同意を除き、全ての議決案件で認められているが、その処分対象を見直す必要がある。

# 対応の方向性Ⅲ (議会の機能強化を図るための方策)

議会の政策立案機能を強化する

## 1 予算修正権の制約の見直し【法改正事項】

(趣旨)

議会を通して住民の意思を予算に反映しやすいような制度とするため、首長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約(地方自治法第97条第2項)を見直す必要がある。

## 2 議員活動を支える研修等の整備

再掲(18頁1)

## 3 専門的事項に係る調査制度(地方自治法第100条の2)の検証・改善

(趣旨)

専門的事項に係る調査(地方自治法第100条の2)は、平成18年の改正地方自治法により創設されたが、都道府県では制度創設以降活用がなく、市町村でもあまり活用されていない。専門的知見等を活用することは重要であることから、この制度が活用されるよう検証して改善する必要がある。

# 対応の方向性Ⅲ

## (議会の機能強化を図るための方策)

議会の監視機能を強化する

### 1 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の基準を政令から条例に委任【法改正事項】

(趣旨)

政令で定められている議決を要する契約の種類・金額、財産の取得・処分に係る面積・金額要件について、各地方自治体が独自に条例で定めることができるようにする必要がある。

(参考) 契約（工事又は製造の請負）の締結及び財産の取得・処分の議決対象の基準（地方自治法第96条第1項第5号及び同8号、同施行令第121条の2関係別表第3、第4）

	契約（工事又は製造の請負）	財産のうち 土地の取得・処分
都道府県	5億円以上	2万㎡かつ7千万円以上
指定都市	3億円以上	1万㎡かつ4千万円以上
市（指定都市を除く。）	1億5千万円以上	5千㎡かつ2千万円以上
町村	5千万円以上	5千㎡かつ7百万円以上

(事例) 平成20年5月、京都市が約62億円の土地（面積が政令基準（1万㎡）未満）を議決を経ず売却した際には、京都市会の特別委員会でも質疑が行われた。

#### 【第29次地方制度調査会答申】

契約の締結及び財産の取得又は処分については、（略）議会の監視機能を充実・強化するためには、議決事件の対象について条例で定めることができる範囲を現行よりも合理的な範囲内で拡大すべきである。

# 厚生年金への地方議会議員の加入

# 職業としての地方議会議員の実態

## 地方議会議員は職業である

- 地方分権一括法（平成11（1999）年公布）により、地方自治体の自由度が大きく拡大し、議会の議決対象が拡大。
- 少子高齢化の進行やインフラの老朽化等地域問題が多様化し、合意形成が困難な課題を民主的に解決する議会の担う役割の重要性が増大。
- 議会の活動理念とともに、審議の活性化や住民参加等を規定した議会基本条例が制定（都道府県議会では32の議会で制定）。
- 議員発議政策条例案提出数の増加等、議会活動が活発化。
- 議会活動の活発化に伴い、議員の活動は会期中だけにとどまらず、日々、住民からの要望聴取や、自ら当該地方自治体に係る課題の調査等を積極的に行っており、議員活動も活発化。

**毎日、議員活動を実施**（24頁右参照）

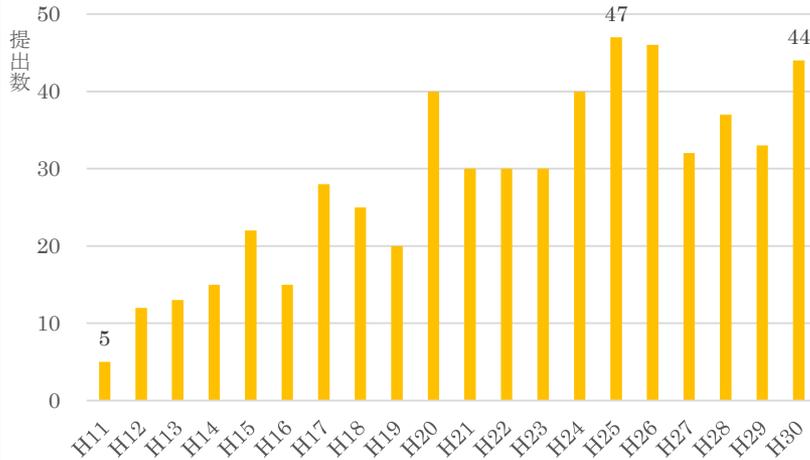


**戦前における地元の名望家が地域貢献として務める名誉職から、職業へと地方議会議員の実態が変化しており、また、多様な就労・社会参加を促進するためにも、こうした実態・観点を制度に反映する必要**

# 職業としての地方議会議員の実態

(参考)

## 都道府県議会の議員発議政策条例案提出数の増加



<全国都道府県議会議員会長会事務局調（各暦年）>

## 都道府県議の半数以上が毎日6時間以上の議員活動

<都道府県議会議員が議員活動に割く時間>

(注) 生活時間の内、平均すると、毎日、どの程度を議員活動に割いているかの問に対するもの。

	2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	回答数
議員活動時間	1.3%	15.5%	30.4%	25.4%	27.4%	1074人

<小林良彰慶應義塾大学法学部教授・「全国都道府県議会議員の意識に関する調査報告書（平成18年2月）」を基に作成>

# 厚生年金の加入要件

## 厚生年金の加入要件

- 厚生年金加入のためには、常時使用されることが要件となる。具体的には「雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるという使用関係が常用的であること」が要件（日本年金機構HP）。
- 各都道府県知事・各健康保険組合理事長あて厚生省保険局長から「法人の代表者又は業務執行者であつても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。」（昭和24年7月28日保発第74号）旨通知（厚生労働省HP）。

## 地方議会議員の場合

- 所属する地方自治体から毎月定額の議員報酬が源泉徴収され支給（所得税法上は給与所得）。
- 勤務時間の定めはないものの、議員は会期中だけにとどまらず、日々、住民からの要望聴取や、自ら当該地方自治体に係る課題の調査等を実施しており、経常的に当該地方自治体に関する活動を実施（24頁右参照）。



## 地方議会議員は厚生年金の加入要件を実質的に充足

（地方議会議員は1号被保険者に属しているが、2号被保険者になることが適当（39頁参照））

### （参考）

- ・地方議会議員と同じく、首長は所属する地方自治体から毎月定額の給与を受け取り、勤務時間の定めもないが、地方公務員等共済組合制度創設時から厚生年金（当時は共済年金）に加入。

# 厚生年金適用拡大の流れが趨勢

## 近年における厚生年金の適用拡大の動き等

○近年、政府においては、週の所定労働時間等の要件を見直し、給与所得者を広く厚生年金の適用対象とする方向で制度改正を実施。



(参考)

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度(※)の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。

※被用者保険の更なる適用拡大

<出典：令和元年6月21日閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2019」>

## 更なる適用拡大の検討策

【適用拡大①(125万人ベース)】  
所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者。

【適用拡大②(325万人ベース)】  
所定労働時間週20時間以上の短時間労働者(学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外)。

【適用拡大③(1,050万人ベース)】  
一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者。

○適用拡大は、基礎年金の水準確保に効果が大きいと検証。

<「2019(令和元)年財政検証の結果について」(厚生労働省年金局2019年9月2日)を基に作成>



地方議会議員を含め厚生年金の加入者が増加することは、年金制度の安定化に寄与

# 厚生年金への地方議会議員の加入を求める理由

## 今後、議員になりたいと思う人に対する後押し

- 厚生年金に地方議会議員が加入できるようになれば、一般の会社員や若者、女性等が、議員になりたいと思う場合、また、議員の経験を生かして他の職へ転身する場合でも、切れ目なく厚生年金に加入することができ、老後の生活や家族の心配を軽減し、議員に立候補する環境の改善に寄与（9頁参照）。

## 議会における多様な人材の確保

- 議会は、合議による住民代表機関であり、様々な属性の声を議会審議に反映することが求められている。厚生年金に地方議会議員が加入できるようになれば、議員に立候補する環境が改善され、一般の会社員や若者、女性等、現在は地方議会議員に多くはいない人が議員になりやすくなると考えられ、議会における多様な人材の確保に寄与（7頁参照）。

(参考)

厚生年金に地方議会議員が加入できるようになると、ほとんどの議員は、保険料負担が増加することとなり、手取りが減ることとなるが、将来的に、厚生年金保険の年金額も受給できるようになり、保証水準はこれまでより向上。

また、厚生年金制度は「現役時代の所得の違いほど年金額の違いは生じない仕組みにより、所得の再分配が機能」する制度となっており、所得が多い大規模議会の議員が厚生年金に加入すると、これが機能（厚生労働省HP）。



全国都道府県議会議長会では、国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様な人材確保の観点から、第154回定例総会（平成28（2016）年7月）以降、厚生年金への地方議会議員の加入を求める決議をしてきており、政府・与党を中心に要請

# この時期に厚生年金への加入を要請している理由

## 国会における附帯決議の着実な実行を求めるもの

- 平成23（2011）年に旧地方議会議員年金制度が廃止された際に、衆・参両議院の総務委員会において「地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、（略）国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が全会一致で可決されている。
- しかしながら、国において、本格的な検討がなされていないことから、全国都道府県議会議長会を始めとする三議長会で要請活動を実施している。
- 加えて、全国の1,788議会のうち、1,054議会において、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書が可決されている。

（参考）

「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（抄）

政府は次の諸点について十分配慮すべきである。（一・三略）

- 二 地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

<平成23.4.28 衆議院・総務委員会 平成23.5.19 参議院・総務委員会>

# 新たな「公費負担」が生じるとの指摘（厚生年金）

## 特別に優遇するための財政負担が生じるものではない

- 厚生年金に地方議会議員が加入した場合、都道府県、市区町村全体で約160億円の「公費負担」が生じるとの指摘がある。
- この「公費負担」については、厚生年金制度上の事業主としての負担であり、地方議会議員を特別に優遇するための財政負担ではない。一般職である地方公務員や、地方議会議員と同じ特別職である首長についても、この「公費負担」がなされている。
- 厚生年金に地方議会議員が加入した場合、事業主である地方自治体の負担と議員が支出する掛金は一体となって、現在の年金受給者への給付に使われる。

# 新たな「公費負担」が生じるとの指摘（医療保険）

## 特別に優遇するための財政負担が生じるものではない

- 厚生年金に地方議会議員が加入した場合、約160億円のほかに医療保険分として更に約100億円の公費負担が生じるとの指摘がある。
- 公的医療保険については、職業や年齢等により加入する制度が異なるものの、国民皆保険の下、全国民が何らかの制度（国民健康保険等）に加入し、本人等の負担による保険料と公費負担により運営されている。
- したがって、地方議会議員についても、医療保険については、既にそれぞれの制度に基づいて、一定の公費負担がなされており、地方議会議員が他の制度（地方公務員等共済組合）に移ることにより、新規の公費負担（約100億円）が生じるとの指摘は当たらない。

(参考)

国民健康保険	保険料 1/2	都道府県 9/100	国 41/100
健康保険（組合健保）	保険料（労使折半） 10/10		



# (参考資料) 議員数の減少等により議員報酬等総額が減少

議員報酬等は市町村合併推進前の平成10年度と比較し、毎年1,000億円を超える額が減少

## <市区町村議会>

## <都道府県議会>

	年度末団体数 ※23区含む	議員数	議員報酬等 (議員報酬+期末手当)	議員報酬等の 平成10年度との差	議員数	議員報酬等 (議員報酬+期末手当)	議員報酬等の 平成10年度との差	
平成10年度	3,255市町村	60,004人	3,298億円	-	2,842人	455億円	-	
平成19年度	1,816市町村	35,819人	2,204億円	▲1,094億円	2,783人	388億円	▲67億円	
平成20年度	1,800市町村	35,025人	2,181億円	▲1,117億円	2,763人	388億円	▲67億円	
平成21年度	1,750市町村	33,614人	2,090億円	▲1,208億円	2,731人	388億円	▲67億円	
平成22年度	1,750市町村	32,890人	2,014億円	▲1,284億円	2,683人	368億円	▲87億円	
平成23年度	1,742市町村	32,686人	1,971億円	▲1,327億円	2,726人	368億円	▲87億円	
平成24年度	1,742市町村	31,988人	1,944億円	▲1,354億円	2,716人	370億円	▲85億円	
平成25年度	1,742市町村	31,622人	1,901億円	▲1,397億円	2,657人	357億円	▲98億円	
平成26年度	1,741市町村	31,165人	1,905億円	▲1,393億円	2,647人	368億円	▲87億円	
平成27年度	1,741市町村	30,522人	1,884億円	▲1,414億円	2,675人	370億円	▲85億円	
平成28年度	1,741市町村	30,434人	1,897億円	▲1,401億円	2,660人	381億円	▲74億円	
平成29年度	1,741市町村	30,261人	1,893億円	▲1,405億円	2,639人	356億円	▲99億円	
平成10年度と 29年度の差	▲1,514市町村	▲29,743人	▲1,405億円		▲203人	▲99億円		
議員報酬等の平成10年度との差の合計				▲1兆4,394億円	議員報酬等の平成10年度との差の合計			▲903億円

(注1) 「平成の大合併」が始まる前の平成10年度と、平成19年度以降の状況を比較

(注2) 平成10年度の議員報酬等は、総務省の「地方財政統計年報」による

(注3) 平成19年度以降の議員報酬等は、総務省の「市町村別決算状況調」、「都道府県別決算状況調」による

議員定数

# 議員定数についての問題意識等

- 第1回研究会（令和元年6月28日）で、被災地においては、住民が減っても、復興には一定程度の議員定数で議論を進めることが大事であり、議員定数についても、この研究会で議論していただきたいと発言した。
- この住民の数と議員定数との関係は、被災地だけではなく、過疎地域等でも問題となっている。
- 以前(平成23年地方自治法改正前)は、人口区分に応じ、議員定数の基準が地方自治法で定められていたが、現在は基準はない。
- 各議会では、どのように議員定数を定めるべきかという検討を行っている。
- 被災地や過疎地域を始め地方自治体が、喫緊の人口減少社会における増大する困難な課題について民主的に合意形成を進めていくためには、多数の議員が多様な住民意思を反映させ議会で審議することが必要であり、単純に議員定数を減少させるという方向性には賛同しかねる。

# 議員定数についての見解等

○議員定数を考えるに当たっては、

例えば、

- ・ 会議体としての審議能力を維持するという点
- ・ 地域代表としての役割を果たすという点

について、留意していかなければならないと考える。

○特に、選挙区制を敷いている都道府県は、議員定数を減らすと、一般的に選出される議員は中心部（都市部）の選挙区に偏るとともに、周辺部は選挙区がますます広域的にならざるを得なくなり、当該住民の意見の反映が困難になっていくという問題がある。

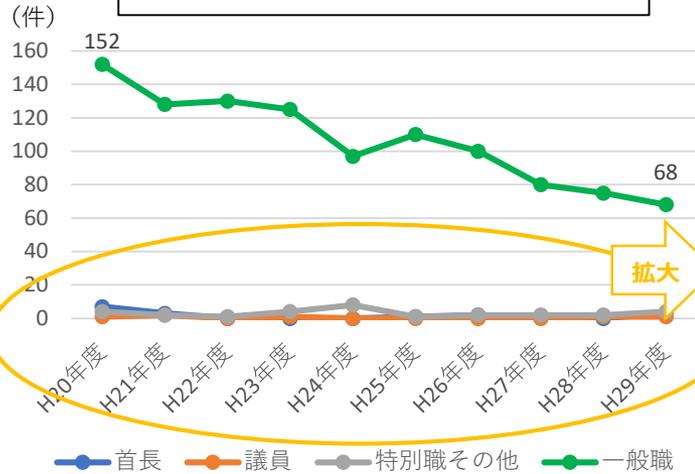
○また、議員定数を減らすと、当選するための得票数が高くなり、新たに立候補する者にとっては、より議員になりづらくなるという問題がある。

○こうした論点も踏まえながら、この研究会で議員定数の定め方の基準についてご議論いただければと思う。

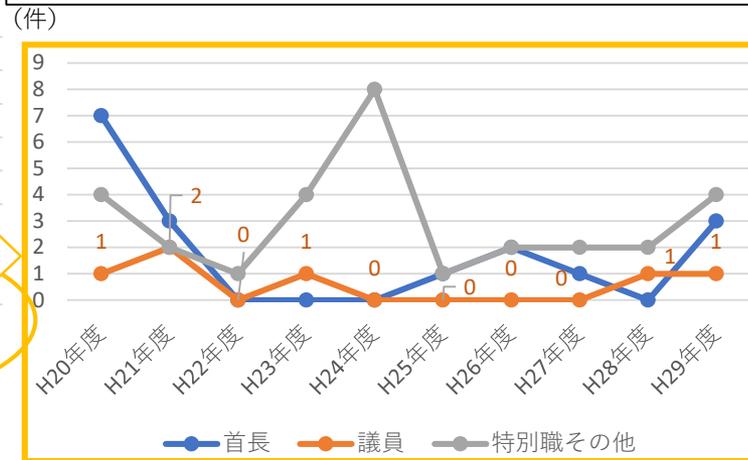
# 參考資料

# 地方の政治家の実態

特別職の汚職事件数は低水準



特別職の中でも議員の汚職事件数は低水準

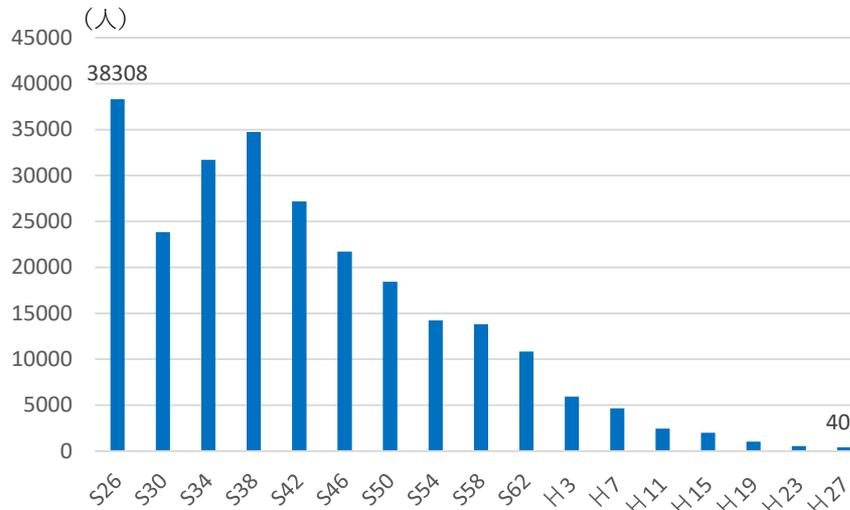


過去10年の汚職事件数

職	事件数
首長	17
議員	6
特別職その他	30
一般職	1065

<総務省「地方公務員の懲戒処分等の状況」を基に作成>

(参考) 統一地方選挙における選挙犯罪検挙件数の低下 (立候補者 (議員及び首長))

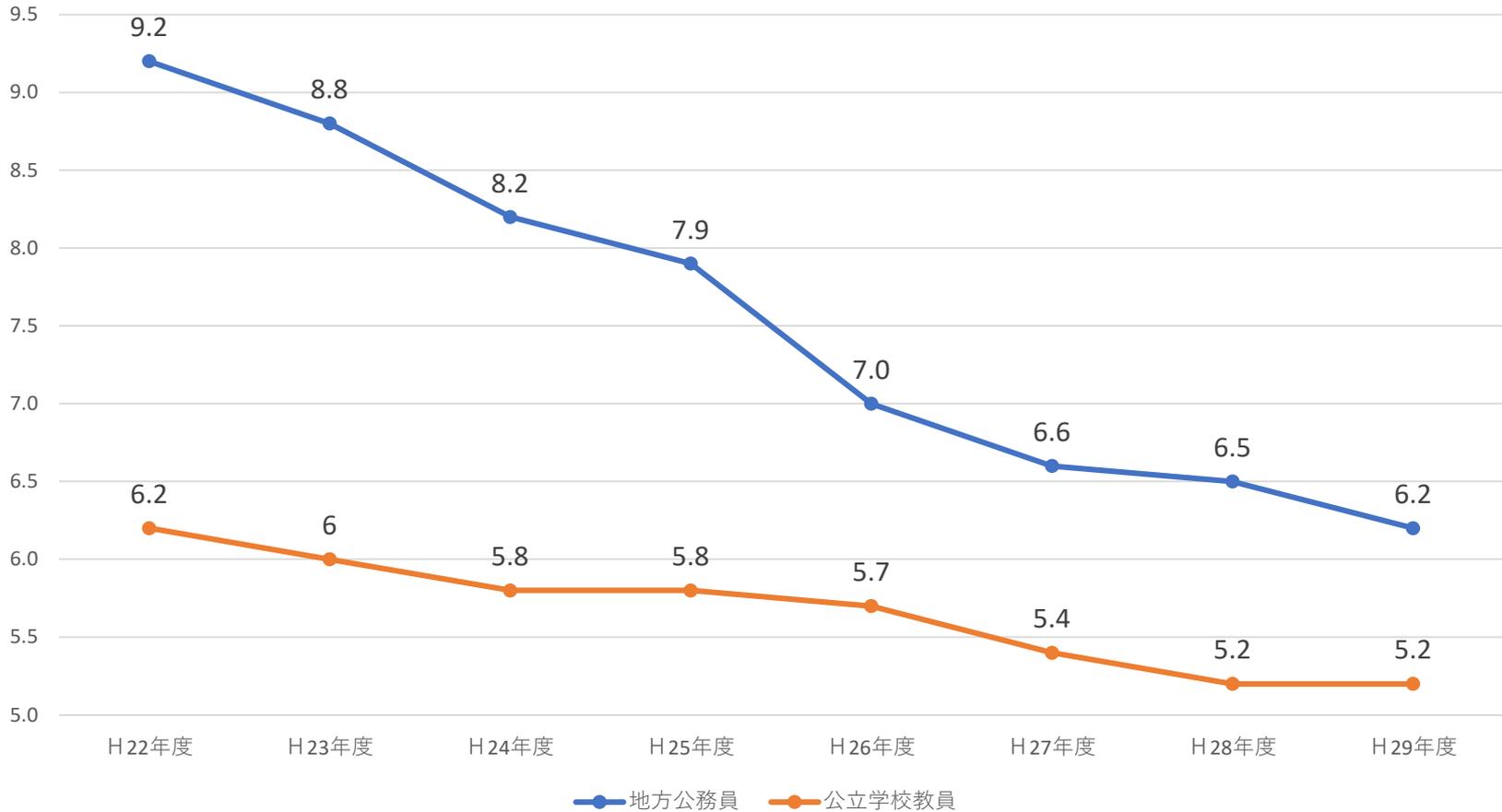


(注) 検挙人員には立候補者本人以外の連座制適用者も含む。

<明るい選挙推進協会「統一選のデータ」総務省「地方選挙結果調」を基に作成>

# 公的仕事への関心の低下

地方公務員、公立学校教員競争率の減少



< 出典：総務省「平成29年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」  
文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」 >

# 議員報酬額の基準の経緯

## 都道府県

都道府県の議会の議員（議長及び副議長を除く。）の報酬月額については、**当該都道府県における部長（都にあつては、局長）に適用される等級の号給のうちその中間程度**を基準として定めることを適当と考える。

< 出典：昭和37年11月21日、各都道府県知事宛 自治省行政局長通知 >

（注）その後、昭和39年5月28日の「特別職の報酬等について」（各都道府県知事宛 自治事務次官通知）において、特別職報酬等審議会を設置するよう指導。

## 市

市議会議員の報酬額は、**大都市は市三役給の平均給に相当する額、局・部長制を施行している市にあつては、局・部長給に相当する額、課長制を施行している市にあつては、課長給に相当する額**をもつて議員の報酬基準額とすることを原則とし、これに依らない都市については、その都市の財政状況等を考慮して係長給に見合う額を下らない額とする。

< 出典：昭和44年2月5日 市議会議員の報酬基準額について（全国市議会議長会） >

## 町村

議員報酬の標準を次のとおりとした。

議長	長の給料月額の40%ないし54%相当額
副議長	33%ないし37%
議員	30%ないし31%

（注）議員報酬を長の給料月額で算定した理由についての抜粋

長の給料額と議員報酬との格差をどう考えるかということとなる。これについては、常勤職である長と非常勤職である議員との職務形態の差異（職務の量的な差）を考慮し、両者の年間における職務遂行日数（議員については、議会活動日数等議員の職務遂行に費やす日数）を対比した比率によることが適当であると考えた。

< 出典：昭和53年7月 議員報酬のあり方について（全国町村議会議長会政策審議会） >

（参考1）議員報酬額	議員報酬月額 （万円）	（参考2）地方財政計画上の報酬単価	議員報酬月額 （万円）	（参考3）地方交付税上の報酬単価	議員報酬月額 （万円）
都道府県	81.4	都道府県	73.3	都道府県	62.6
市・区	42.2	市	37.0	市町村	31.8
町村	21.5	町村	18.6		

<（参考1）は各全国議長会調（県平成30年4月、市・区同12月、町村同7月現在）、（参考2）は地方財務協会・平成30年度改正地方財政詳解、（参考3）は地方財務協会・地方財政2018-5を基に作成 >

# 公的年金制度の加入者数

○厚生労働省発表の平成29年度末時点での公的年金加入者数約6,700万人のうち、国民年金のみの加入者は約1,505万人（約22%）であり、公的年金加入者の約78%は厚生年金加入者とその被扶養配偶者である。

